

⑤ 学校全体や学年での集会等、多数での活動は行いません。また、可能な限り他学級との接触を避けるよう工夫します。

⑥ 給食時間において、私語をせず配膳や食事をし、全員が正面を向いて座るよう指導します。

⑦ 授業において、文部科学省の指針に基づいた身体の接触や感染の危険性を伴う活動は、行いません。（密着する運動、調理実習、合唱指導等）

(4) 部活動等について

部活動は、学校再開後も当面の期間行いません。また、スポーツ少年団、その他団体等への学校施設の開放も、当面の期間行いません。

3 家庭での対応について

(1) 手洗い、咳エチケット、マスク着用について徹底をお願いします。

(学校配布のマスクも活用できます)

(2) 児童生徒における登校前・下校後の検温を行い、「検温及び健康観察シート」への記入を継続してください。

(3) 学校にて発熱が確認された場合は、保護者に引き取っていただきます。

(4) 児童生徒に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)が見られるときは、学校へ連絡し症状がなくなるまで自宅で休養させてください。その場合、欠席扱いにはなりません。風邪症状等はないが出席させることに不安がある場合は、学校へご相談ください。

(5) 臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒、または特定警戒都道府県より転入学等のために来沖する児童生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は、自宅待機をして下さい。2週間後、健康状態に問題がなければ登校できます。

※上記の対応は、令和2年5月15日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

＜本件のお問い合わせ＞  
那覇市教育委員会 学校教育課  
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522